

確定申告・市県民税申告受付の会場を一部変更

問税務課 ☎・㈹(582)1115 FAX(583)9738

例年、各会館などを巡回している確定申告・市県民税申告受付の会場を変更します。

また、変更対象地区に在住の人に向けた市県民税電子申告研修会を実施します。

変更会場

①市民ホール ⇒ 小津会館

変更対象地区：金森、三宅稻葉、金森山柿、大門、横江、弥生の里、サムズ守山

②北公民館 ⇒ 速野会館

変更対象地区：開発、大曲、水保

④確定申告・市県民税申告受付の巡回日程は、令和8年2月1日号に掲載します。

市県民税電子申告研修会

時2月上旬

所市民ホール、北公民館

内新たに導入される市県民税の電子申告についてのスマートフォン操作研修

※研修中に申告書が完成した人は、電子提出できます。

対変更対象地区に在住で、市県民税申告を会場でしている人(別途、個別に開催の通知を送付します)

他所得税の確定申告(還付申告含む)は研修の対象外です。e-Taxまたは、税務署・小津会館・速野会館の受付会場で申告してください。

国民健康保険の 「医療費のお知らせ」 (令和7年1~10月診療分)を 令和8年1月中旬に送付

国民健康保険加入者の令和7年1~10月診療分の医療費のお知らせを、令和8年1月中旬に封書で世帯主宛に世帯の分をまとめて送付しますのでご確認ください。

なお、令和7年11月・12月診療分は令和8年3月ごろに送付予定です。確定申告での利用に間に合わない場合は、受診した際の領収書を使用してください。

また、マイナ保険証をお持ちの人は、マイナポータルのサイトからも確認できます。

問国保年金課

☎・㈹(582)1120 FAX(583)9738

障害者控除対象者認定 申請

障害者手帳の交付を受けていない人でも、確定申告時に市が交付する障害者控除対象者認定書を提示することで、本人または扶養者は、障害者控除を受けられます。

対市内在住で、認定を受けたい年の12月31日時点(基準日)で、下記のいずれかに該当する65歳以上
①6月30日以前に介護保険の要介護(要支援)認定を受け、障害の程度が日常生活自立度(寝たきり度)判定基準を満たす

②介護保険の要介護(要支援)認定を受け、認定期間に基準日を含み、かつ、認知症の程度が日常生活自立度判定基準を満たす

③障害者手帳申請中で、身体障害者(1~6級)に準ずる障害がある

申下記申請フォームまたは申請書を直接、①②長寿政策課、③障害福祉課へ。申請書は、下記に設置。

他・申請後、認定書発行までに2週間程度かかります。
・令和7年分は基準日の都合上、令和8年1月以降の発行となります。

問・長寿政策課(①②)

☎(584)5474 FAX(581)0203

・障害福祉課(③)

☎(582)1168 FAX(581)0203



申請フォーム